

福岡市消費生活審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市消費生活条例(平成16年福岡市条例第56号。以下「条例」という。)及び福岡市消費生活条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき福岡市消費生活審議会(以下「審議会」という。)及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開等)

第2条 審議会及び部会(以下「審議会等」という。)は、公開で行うものとする。ただし、規則第32条で規定する消費者苦情処理部会(以下「苦情処理部会」という。)において、紛争当事者等に直接あつせん又は調停を行うとき、あつせん案又は調停案の審議を行うとき、条例第30条に規定する訴訟資金の貸付の審議を行うとき及びこれに準じるときは、審議会又は当該部会の決定により非公開とすることができる。

2 審議会等の会議の傍聴等について必要な事項は別途定める。

3 審議会及び部会の資料及び会議録等は、公開するものとする。ただし、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第7条各号の規定に該当する情報が記録されているとき及び前項ただし書きの規定により当該会議が非公開となったときはこの限りでない。

(幹事及び書記)

第3条 審議会等に幹事及び書記をおく。

2 幹事及び書記は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会等の事務を処理するものとする。

4 書記は、幹事の命をうけ、審議会等の事務に従事するものとする。

5 幹事及び書記は、審議会には常に出席するものとし、部会には必要に応じて出席するものとする。

(庶務)

第4条 審議会等の庶務は、市民局生活安全・危機対策部消費生活センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別 表

幹 事	消費生活センター所長
書 記	消費生活センター企画調整係長